

防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第16条の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の災害補償規則を次のように定める。

平成20年6月4日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

改正 令和元年6月24日 自衛隊統合達第3号

## 統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の災害補償規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 補償の実施（第3条—第10条）
- 第3章 福祉の実施（第11条—第12条）
- 第4章 諸報告等（第13条—第17条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の隊員（以下「隊員」という。）又は隊員であった者の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び福祉の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）法 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）をいう。
- （2）訓令 防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73条。）をいう。

- (3) 補償及び福祉 訓令第2条第2項及び第3項に規定する補償及び福祉をいう。
- (4) 公務上の災害 公務に起因する負傷、疾病、傷害の状態又は死亡をいう。
- (5) 通勤による災害 法第1条の2に既定する通勤に起因する負傷、疾病、傷害の状態又は死亡をいう。
- (6) 公務災害等 公務上の災害及び通勤による災害をいう。
- (7) 部隊等 統合幕僚監部、自衛隊指揮通信システム隊及び統合幕僚学校をいう。
- (8) 被災隊員 公務上負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、若しくは死亡し、又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、もしくは死亡した隊員又は隊員であった者。
- (9) 運用通達 災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日。職厚一905）をいう。
- (10) 様式通達 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日。勤補一182）をいう。

## 第2章 補償の実施

（補償事務主任者）

第3条 人事院規則16-0（職員の災害補償）第8条第1項の規定の例により設ける補償事務主任者は別表の右欄に掲げる者をいう。

（災害の申出）

第4条 補償事務主任者は、当該部隊等に所属する隊員又は隊員であった者に公務災害等が発生したと思料するときは、当該災害が公務又は通勤によるものであるかどうかを調査しなければならない。

2 当該部隊等に所属する隊員、隊員であった者又は死亡した隊員の遺族から公務災害等が発生したと申出を受けたときも同様とする。

（災害の報告）

第5条 補償事務主任者は、前条の調査の結果、当該部隊等に所属する隊員又は隊員であった者について、公務災害等が発生したと認められる場合には、速やかに統合幕僚長に公務・通勤災害発生報告書（別記様式第1）により報告するものとする。ただし、陸上自衛官については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、海上自衛官については海上自衛隊東京業務隊司令に、航空自衛官については航空自衛隊航空中央業務隊司令に公務・通勤災害発生報告書に示された内容を通知するものとする。

2 前条第2項の申出を受けた場合は、前項の報告をしている場合を除き、これに準じて報告又は通知するものとする。

(災害補償診断書等)

第6条 補償事務主任者が災害の調査又は報告及び補償又は福祉事業の実施に必要な診断書等の内容は、別記様式第2によるものとする。ただし、災害を受けた者が死亡している場合には、別記様式第2による診断書等の内容に変えて、死亡診断書を添付することができる。

(特別な災害の報告)

第7条 補償事務主任者は、当該部隊等に所属する隊員に特定疾病（運用通達第2の2の(4)及び第3の3の(4)に規定する疾病をいう。以下同じ。）に該当する災害が発生したと思料する場合には、第5条の報告のために詳細な事実関係等の調査を行うのに先立ち、直ちに次の各号に掲げる事項を統合幕僚長に報告するものとする。ただし、陸上自衛官については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、海上自衛官については海上自衛隊東京業務隊司令に、航空自衛官については航空自衛隊航空中央業務隊司令に、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 被災隊員の所属、階級、氏名、生年月日及び職務
- (2) 疾病名
- (3) 発生年月日及び発生場所
- (4) 災害の概要
- (5) 公務災害等の可能性があると思料する理由
- (6) その他必要となる事項

(認定及び通知)

第8条 統合幕僚長は第5条の規定による報告を受けたときは、その災害が公務又は通勤によるものであるかどうかを速やかに審査し、当該災害が公務又は通勤によるものであると認めた場合には、人事院規則16-0に規定する公務災害補償通知書又は通勤災害等非該当通知書（別記様式第3）により、それぞれ補償事務主任者を經由して補償を受けるべき者に速やかに通知するものとする。

(補償の請求)

第9条 補償を受けようとする隊員は、補償事務主任者を經由して統合幕僚長に、様式通達に規定する様式の請求書を提出するものとする。ただし、陸上自衛官については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、海上自衛官については海上自衛隊東京業務隊司令に、航空自衛官については航空自衛隊航空中央業務隊司令に提出するものとする。

(支給決定及び通知)

第10条 統合幕僚長は、前条の規定による請求書を受理した場合には、これを審査し、補償金額の決定を行い補償支給決定通知書（別記様式第4）により、補償事務主任者を經由して当該補償を受けるべき者に通知し、かつ、速やかに補償を行うものとする。

2 統合幕僚長は、前項の審査の結果、補償を行うべきものに該当しない場合には、速やかに補償非該当通知書（別記様式第5）により補償事務主任者を經由して当該請求者に通知するものとする。

### 第3章 福祉の実施

#### （福祉の申請）

第11条 福祉を受けようとする隊員は、福祉の種類に従い、様式通達に規定する様式の申請書を補償事務主任者を經由して統合幕僚長に提出するものとする。ただし、陸上自衛官については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、海上自衛官については海上自衛隊東京業務隊司令に、航空自衛官については航空自衛隊航空中央業務隊司令に提出するものとする。

#### （福祉の承認）

第12条 統合幕僚長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、これを承認した場合には、福祉事業承認通知書（別記様式第6）により、これを承認しない場合には、福祉事業不承認通知書（別記様式第7）により、それぞれ補償事務主任者を經由して当該申請者に通知するものとする。

### 第4章 諸報告等

#### （異動者等の報告等）

第13条 補償事務主任者は、当該部隊等に所属する統合幕僚長が認定した被災隊員が異動又は退職した場合は速やかに統合幕僚長に報告するものとする。ただし、陸上自衛官については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、海上自衛官については海上自衛隊東京業務隊司令に、航空自衛官については航空自衛隊航空中央業務隊司令に通知するものとする。

#### （治癒報告）

第14条 補償事務主任者は、当該部隊等に所属する被災隊員が治癒したと認められるときは、その旨を当該者に通知するとともに、災害補償治癒報告書（別記様式第8）に、傷病の経過及び現症について記載した診断書等及び入・退院等の受診経過を明らかにする資料を添付して、統合幕僚長に報告するものとする。ただし、陸上自衛官については陸上自衛隊中央業務支援隊長に、海上自衛官については海上自衛隊東京業務隊司令に、航空自衛官については航空自衛隊中央業務隊司令に災害補償治癒報告書に示された内容を通知

するものとする。

2 統合幕僚長は、前項の報告書を受理した場合は、これを審査し、治癒していると認めるものについては、様式通達に規定する治癒認定通知書により補償事務主任者を経由して当該者に通知するものとする。

(更生指導)

第15条 補償事務主任者は、更生指導業務の実施に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第13号）に基づく更生指導を受けることを希望する者の有無を、毎年10月1日現在において調査し、10月末日までに更生指導希望者名簿（別記様式第9）を統合幕僚長を経て陸上幕僚長へ通知するものとする。

(災害補償原簿等)

第16条 統合幕僚長は、災害補償原簿（別記様式第10）及び災害補償通知簿（別記様式第11～別記様式第13）を備え、災害の認定、補償の決定及び福祉事業の承認並びに治癒の認定等に係る通知書番号等を記録するとともに、災害の報告、補償の請求及び福祉事業の申請等に係る受理及び処理の状況を把握しておくものとする。

2 補償事務主任者は、災害補償台帳（別記様式第14）を備え、災害の調査及び報告、補償の請求、福祉事業の申請等の処理状況を把握しておくものとする。

(記録簿)

第17条 統合幕僚長は、人事院規則12-4（補償及び福祉事業の実施）第29条に規定する記録簿を備え、必要な事項を記録しておくものとする。

## 附 則

この達は、平成20年6月4日から施行する。

附 則（令和元年6月24日自衛隊統合達第3号）

この達は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 隊 等	補償事務主任者
統 合 幕 僚 監 部	総 務 部 長
自衛隊指揮通信システム隊	司 令
統 合 幕 僚 学 校	学 校 長

別紙様式第1 (第5条関係)

原簿番号			
		発簡番号 発簡年月日	
殿 -----		発簡者名 公務・通勤災害発生報告書	
1 災害の概要			
2 災害を受けた者	所属(駐屯地)	( )	
	ふりがな 官職氏名 生年月日(年齢)	昭和 年 月 日生 ( 歳)	
3 補償を受ける者	現住所		
	ふりがな 氏名(続柄) 生年月日	( ) 大昭和 年 月 日生 平	
4 災害の内容	発生日時	令和 年 月 日( ) 時 分頃	
	発生場所		
	傷病名 (病名決定にかか る医療機関名)	傷病名 傷病の部位 程度 ( )	
5 隊員等又は遺族から申し出があった場合の内容			
-----			
-----			
-----			
-----			
-----			
6 災害発生の状況等			
(1) 職務従事を説明する根拠命令等			
(2) 恒常業務及び災害発生当時の職務内容、地位等			

氏	名
---	---

(3) 災害発生の状況

(4) 現認者

災害発生の状況について、上記のとおり現認した。

令和 年 月 日

所 属	官 職	氏 名	印
-----	-----	-----	---

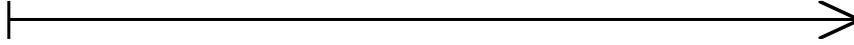
所 属	官 職	氏 名	印
-----	-----	-----	---

(5) 災害発生の原因

氏 名

(6) 災害発生時から報告までの療養状況及び休務、就業の状況  
(就業の状況)

(療養状況)



7 公務・通勤上(外)の災害と判断した理由

-----  
-----  
-----  
-----

8 添付資料等の名称及び部数

- 診断書  現場見取図  現認書  医師の意見書  身体歴  剖検記録  
 交通事故証明書  その他の資料 ( )

9 業務隊長等の調査事項

- (1) 調査担当者  
(2) 調査の時期  
(3) 調査の方法、内容(場所、関係、資料等)

この災害について、上記のとおり調査確認し、この報告書を作成した。

令和 年 月 日

所属

官職

氏名

印

- (注) 1 災害の概要については、「銃剣道練成訓練中の転倒による左膝内側側副靭帯損傷」、「出勤途上の自動車事故による頸部損傷」等、概要を簡潔に記載すること。  
2 災害発生状況において文章のみで表現し難いとき、また器材等の名称構造、部位等の関係について理解が困難な場合は、要図・写真等を添付すること。  
3 現認書は、現認者が前ページの「(3) 災害発生状況」及び「(5) 災害発生原因」欄を確認後、押印した場合は不要。ただし、発生状況が複雑で認定が困難と思われる場合は添付すること。  
4 通勤による災害における交通事故証明書は、自動車安全運転センターにて入手すること。添付すべきその他の資料として通勤届の写し、退勤時の災害については部隊等の長の勤務証明等がある。  
5 調査に際して取得した書類は全て「9 (3) 調査の方法、内容」欄に明記し、一件書類とともに保管しておくこと。  
6 負傷及び疾病に係る公務・通勤災害発生報告書には、災害が発生した日から遡って過去2年分の給与簿を添付すること。  
7 死亡に係る公務・通勤災害発生報告書には、法第16条又は第17条の5に規定する遺族の順位等を明らかにする書類及び法第18条に規定する総裁補償を受ける者であることを明らかにする書類を添付するものとする。

別紙様式第2（第6条関係）

診 断 書（意見書、病歴書）

1 災害を受けた者の所属（住所）、階級、氏名、生年月日

2 傷病名

3 初診時の状況及び診察所見

(1) 初診年月日

(2) 問診等の内容

ア 発生又は発症の時期

イ 発生又は発症に至る経緯状況

ウ 発生又は発症から初診までの経過

エ 初診時の主訴

(3) 診察所見、検査内容・所見

（自覚症状に対する他覚的所見等について、傷病部位、創傷等の状態を具体的に記載する。）

(4) 診断等区分（入院、通院その他就業に関する医師の指示事項等）

4 経過

（傷病（症状）の経過、処置内容、検査結果等について具体的に記載する。）

5 現症及び予後（症状固定状態にある場合は、その旨記載する。）

（傷病部位の症状等の状態について、器質的異常がある場合は、写真又は要図等により、また、機能的異常のある場合は、その状態（関節の角度測定等を含む。）等を具体的に記載する。）

6 傷病の原因又は障害の状態に対する意見

注：休業補償、障害補償の請求、移管の実施、治癒報告又は福祉事業の申請等に資料として用いる場合は「現病歴」として要約する。

（災害を受けた者又はその遺族の氏名）殿

統 合 幕 僚 長

印

公務（通勤）災害非該当通知書

下記1の災害について、2の理由により公務上のもの（通勤によるもの）でないと認定したので通知します。

なお、この認定について不服がある場合には、防衛大臣に対して審査の申立てをすることができます。

記

1 公務上のもの（通勤によるもの）でないと認定した災害

- （1）災害を受けた者の被災当時の所属、官職及び氏名
- （2）傷病名及び死亡の原因又は障害の状態
- （3）災害発生の年月日時及び場所

2 認定した理由

補償を受けるべき者の氏名 殿

統 合 幕 僚 長

印

\_\_\_\_\_支給決定通知書

標記について、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第 条の規定により、下記1の災害について、2のとおり補償金を支給することと決定したので通知します。

記

1 補償の原因となった災害

- (1) 補償の原因となる傷病名及び傷害の状態又は死亡の原因
- (2) 公務（通勤）災害補償通知書番号及び日付
- (3) 災害発生年月日

2 支給を決定した補償

- (1) 補償の種類
- (2) 補償金額

ア 障害補償一時金の場合

- (ア) 障害等級
- (イ) 補償金額及び平均給与額
- (ウ) 支給事由発生年月日

イ 遺族補償一時金又は葬祭補償の場合

- (ア) 補償金額及び平均給与額
- (イ) 支給事由発生年月日

ウ 休業補償の場合

- (ア) 支給対象期間
- (イ) 補償金額及び平均給与額

エ 介護補償の場合

- (ア) 介護状態の区分
- (イ) 支給対象期間
- (ウ) 補償金額及び平均給与額

オ 障害補償年金又は傷病補償年金の場合

- (ア) 障害又は傷病等級
- (イ) 補償の年額及び平均給与額
- (ウ) 支給事由発生年月日及び支給開始の時期

カ 遺族補償年金の場合

- (ア) 補償の年額及び平均給与額
- (イ) 遺族補償年金の額の算出の基礎となった遺族の氏名
- (ウ) 支給事由発生年月日及び支給開始の時期

別記様式第5（第10条関係）

通知書番号

文書日付

請求者の所属又は住所

請求者の氏名 殿

統合幕僚長

印

\_\_\_\_\_補償非該当通知書

下記1の請求に係る\_\_\_\_\_補償について、2の理由により支給を行わないものと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、防衛大臣に対して審査の申立てをすることができ

記

1 請求の内容等

- (1) 請求者氏名
- (2) 請求書日付
- (3) 補償の種類等

2 非該当に決定した理由

別記様式第6（第12条関係）

通知書番号  
文書日付

申請者の所属又は住所  
申請者の氏名 殿

統 合 幕 僚 長



福 祉 事 業 承 認 通 知 書

下記のとおり福祉事業の実施を承認したので通知します。

記

- 1 福祉事業の種類
- 2 福祉事業の内容
- 3 その他必要な事項

別記様式第7(第12条関係)

通知書番号

文書日付

申請者の所属又は住所

申請者の氏名 殿

統合幕僚長



福祉事業不承認通知書

下記1の申請に係る福祉事業について、2の理由により福祉事業を行わないものと決定したので、通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、防衛大臣に対して措置の申立てをすることができます。

記

1 申請の内容等

(1) 申請者氏名

(2) 申請書日付

(3) 福祉事業の種類・内容等

2 決定した理由

別記様式第8(第14条関係)

発簡番号  
発簡年月日

統 合 幕 僚 長 殿

補償事務主任者

印

災 害 補 償 治 癒 報 告 書

- 1 災害を受けた者の所属、官職、氏名
- 2 公務災害等の補償通知書番号及び日付
- 3 災害発生年月日及び治癒年月日
- 4 傷病名及びその状態
- 5 その他必要な事項

添付書類：診断書

(日本産業規格A列4番)

更生指導希望者名簿

所属(駐屯地) <small>ふりがな</small> 階級、氏名、生年月日	出身県 家族の状況 (最終学歴)	傷病名	障害の程度 (等級、号等の区分)	発生年月日 (治癒年月日)	補装具の有無、 使用状況	希望する理由	治癒後の 職務内容

規格：A列4番

- 注：1 障害の程度欄は、障害の程度、現状がよく分かるように具体的に記入する。
- 2 治癒後の職務内容欄は、日時の順に、期間を含めてその内容を具体的に記入する。
- 3 承認された場合に、扶養家族等を帯同する者は、家族の状況欄にその旨を記入する。
- 4 希望者について各人ごとに、所属長の意見書(本人の生活及び技能上の長所、短所、その他指導上必要事項等)を添付する。

災 害 補 償 原 簿

整理 番号	災 害 の 報 告						補 償 の 請 求 、 福 祉 の 申 請				
	報 告 実 施 機 関 名	(公務、通勤区 分) 受 理 年 月 日 (発生年月日)	所 属 又 は 所 級 氏 名	公務、非公務 の別又は通勤 災害該当、非 該当の別 知 書 日 付	治 癒 認 定 通 知 書 日 付 (治癒年月 日)	備 考	進 機 関 達 名	(公務、通 勤区分) 受 理 年 月 日	請 求 、 申 請 の 内 容	決 定 、 承 認 事 項 の 内 容 通 知 書 日 付	備 考

規格：A列4番

別記様式第11（第16条関係）

災 害 補 償 通 知 簿（災害補償通知書）

認定通知書番号	通知書付日	災害補償原簿整理番号	階級、氏名	災害発生年度	駐屯地	公務災害補償通知書			通勤災害補償通知書		
						公務、非公務の別認定事由区分	原因別区分	備考	該当、非該当の別出、退勤区分	経路等区分	備考

規格：A列4番

注：1 次に掲げる各欄の記入要領は次のとおりとする。

- (1) 認定事由区分欄：ア 負傷（災害死）：「自己の職務遂行中」、「担当外の職務遂行中」、「出張」、「赴任」、「出勤」、「退勤」、「動競技会」（レクリエーション行事によるものをいう。）」、「設備不完全等」、「職務上えん恨」又は「その他（内容を簡略に記入する。）」  
イ 疾病（病死）：「職業病」、「公務上負傷による疾病」、「脳疾患」、「心疾患」、「頸肩腕症候群」、「腰痛症」、「むち打ち症」又は「その他」
- (2) 原因別区分欄：「演習訓練」、「体育訓練」、「車両事故」、「航空機事故」、「艦船事故」、「整備作業」、又は「その他（内容を簡略に記入する。）」
- (3) 経路等区分欄：「合理的経路上」、「逸脱後」又は「中断後」
- (4) 備考欄：ア 報告等区分：「第11条報告」、「第12条報告」、「第13条報告」、「第14条報告」、「再発」（再発による認定の場合）又は「判定」（審査申立による認定の場合）  
イ 災害区分：「災害死」又は「病死」（死亡の場合のみ）  
ウ その他：「第三者行為（車両事故）」又は「第三者行為（その他）」（第三者行為災害によるものの認定の場合）

2 非公務と認定したもの及び通勤災害非該当と認定したものについては、それぞれの通知欄は朱記するものとする。

別記様式第12（第16条関係）

災害補償通知簿（補償・福祉の決定・承認通知書）

決定・承認通知書 番号	通知書付 日	災害補償 原簿整理 番号	階級 氏名	公務災害				通勤災害			
				補償の種類・内容 (障害等級・号)	補償の改 定追給等	福祉事業 の種類・ 内容	金額	補償の種類・内容 (障害等級・号)	補償の改 定追給等	福祉事業 の種類・ 内容	金額

規格：A列4番

注：補償の不支給又は福祉の不承認に係るものについては、公務災害欄又は通勤災害欄に朱記するものとする。

別記様式第13（第16条関係）

災害補償通知簿（治癒認定通知書）

認定通知書番号	通知書日付	災害補償原簿整理番号	階氏	級名	備考	認定通知書番号	通知書日付	災害補償原簿整理番号	階氏	級名	備考

規格：A列4番

別記様式第14（第16条関係）

災 害 補 償 台 帳

整理番号	災害の発生（調査）報告書						補償の請求、福祉の申請等					備考
	（公務通勤区分） 作成年月日 （発成年月日）	所属 階級 氏名	報告書 日 付	災害補償通知書等受理年月日、公務、非公務の別又は通勤災害該当、非該当の別	通知書交付年月日（受領者氏名㊟）	治愈年月日及び治愈認定通知書交付年月日（受領者氏名㊟）又は移管実施（上申）年月日及び移管先	受 理 年 月 日 （提出年月日）	請求申請等の内容	支給決定、承認通知書受理年月日及び補償、福祉の種類、等級、金額	通知書交付年月日（受領者氏名㊟）	支 払、支 給年月日	

規格：A列4番